

## I. 反対尋問

1. 条件関係が肯定される場合でも、因果関係を否定する場合はあるのか。あるとしたら具体的にどのようなものか。
2. 条件説に立ったのであれば、Xの行為と早められたAの死の間には条件関係が認められないのではないか。

## II. 学説の検討

### 1. 因果関係について

(1) 検察側の採用する条件説(A説)は、物理的、論理的な因果関係の判断に忠実に法的な因果関係の範囲を決めようとする理論であるが、この理論をおしすすめると、他人の行為、その他予想外の出来事が介入したことによって助長、促進された事態についても広く因果関係が認められることになり、因果関係の認められる範囲は論理的に無限に拡大することになる。これは必ずしも個人の法的責任の前提としての事実関係の画定という因果関係論本来の趣旨に合致しない。

(2) 検察側とは異なり、弁護側は相当因果関係説(C説)<sup>1</sup>を採用する。

そもそも、因果関係は、法律上の責任判断の前提として、ある事実を問題の行為者に帰責することができるかどうかの、行為への帰属の可能性を判断するために論じられるのである。因果関係の有無を、純然たる自然的な観点から論ずることによって直ちに法律上の帰属可能性が決められるわけではない。

たしかに、自然的見地からの因果関係が確定しない限り法律上の因果関係を確定することはできないが、自然的観点からの因果関係が否定できないものとしても、直ちに法律上の責任の範囲を限定するための因果関係を肯定しなければならないわけではなく、さらに社会通念上の相当性の判断を経ることが必要であると考ええる。

(3) また、因果関係の相当性を判断する基準としては、客観的に存在した事情のうち、一般人ならば知り得たと認められるもの、及び行為者がとくに知っていた事情を基礎に判断すべきとする、折衷説(c-3説)を採用する。

なぜなら、先に述べたとおり、因果関係を論ずるのは、そのような行為に基づく事態が社会通念上その行為者に帰責してよいかを画定するためであり、そのためには、その者の支配可能な範囲の事実であるかどうかという観点が重要である。

したがって、健全な常識に照らし、行為当時の状況が、一般人の立場からみて当該の結果を招致するに足りる程度のものであるか否かを判断するのが因果関係の問題であるので、折衷説が妥当である。

### 2. 1つの結果から2つの正犯を成立させることは妥当かについて

(1) 検察側と同様に、Y説を採用する。

## III. 本問の検討

### 1. Xの罪責について

(1) 本問において、Xは洗面器の底や革バンドでAの頭部等を多数殴打し、それによりAは脳出血を起こしているのかかる行為はAの生理的機能を障害したといえ、傷害罪(204条)が成立する。

(2) もっとも、Aの死という結果が発生しているため、Xの行為に傷害致死が成立しないか。上記Xの行為とAの死に因果関係が認められるか問題となる。

当該Xの行為がなければAは死ななかったといえ、条件関係が認められる。

次に、資材置き場につつ伏せて倒れている人に対して通りがかりの人が助けを求めらるならまだしも、角材をもって殴るということは、一般人も予見できず、特に行為者たるXも予見してなかった。よって、Yの行為は基礎事情には含まない。

したがって、当該行為は洗面器の底や革バンドで頭部を殴打した行為から、本来生ずべき死の結果ではなくAの幾分か早められた死亡の結果が生じることは社会通念上相当とはいえないので、因果関係は認められない。

(3) 以上より、Xの行為に傷害致死(205条)は成立せず、傷害罪(204条)が成立するにとどまる。

### 2. Yの罪責について

(1) 本問でYはAの頭を角材で数回殴打してすでに発生している脳出血を拡大させているので、当該行為は人の生理的機能を障害しているといえ、傷害罪(204条)の実行行為にあたる。そしてYは角材で痛めつけているのみであって、Aの死という結果を認容しているわけではない。よって、Yの行為には傷害の故意しか認められない。したがって、Yの行為には傷害罪が成立する。

(2) もっとも、Aの死という結果が発生しているため、Yの行為に傷害致死が成立しないか。Yの行為とAの死という結果に因果関係が認められるか問題となる。

本問でYの殴打がなかったらAの早められた死という結果は生じなかったため、条件関係が認められる。

次に、Aは脳内出血を起こしてうつ伏せで倒れていたが、倒れている人が脳内出血を起こしているなど外見上はわからず、一般人には認識しえない、そして特に行為者であるYも行為時には認識してなかった。

よって、Aが脳内出血を起こしていたことは基礎事情には含まれない。そうであるなら、寝ている人を殴った行為から、死という結果が発生するのは社会通念上相当とはいえない。

したがって、Yの行為とAの死という結果に因果関係は認められない。

(3) 以上より、Yの行為に傷害致死(205条)は成立せず、傷害罪(204条)が成立する。

## IV. 結論

Xは傷害罪(204条)の罪責を負う。Yも同様に傷害罪(204条)の罪責を負う。

以上

<sup>1</sup> 藤木英雄『刑法講義総論』弘文堂[2003]